

公立大学法人島根県立大学と公益社団法人益田市医師会立
益田地域医療センター医師会病院との包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という）と公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院（以下「乙」という）とは、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の両者が包括的な連携を結ぶことによって相互の密接な連携と協力を図り、地域の保健医療課題の解決や発展に関する取り組みを行うことで、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 看護職者の人材育成・交流の推進に関すること
- (2) 看護職者の研究支援に関すること
- (3) 学生の教育に関すること
- (4) 地域で働く看護職への理解促進に関すること
- (5) 地域で働く看護職の人材確保に関すること
- (6) その他両者が協議して必要と認めること

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和5年8月9日

公立大学法人島根県立大学

公益社団法人 益田市医師会立
益田地域医療センター医師会病院

理事長

山下一也

院長

齊藤洋五